

高知市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則新旧対照表

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p>(許可申請書の添付書類)</p> <p>第5条 省令第7条第1項第5号に規定する書類、省令第7条第1項第10号又は第2項第8号に規定する書類_____及び省令第7条第1項第12号若しくは第2項第10号又は第63条第1項第2号若しくは第2項第2号の規定に基づく工事の安全性を確かめるために提出を求める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>工事主の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する申告書</u> (第2号様式)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>同意書</u> (第3号様式)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 政令第21条に規定する工事をしようとするときは、政令第22条に規定する資格を有する者であることを証する設計者の実務経験証明書 (第4号様式)</p> <p>(新設)</p> | <p>(許可申請書の添付書類)</p> <p>第5条 省令第7条第1項第5号に規定する書類、省令第7条第1項第10号又は第2項第8号に規定する書類、<u>省令第7条第1項第11号又は第2項第9号に規定する書類</u>及び省令第7条第1項第12号若しくは第2項第10号又は第63条第1項第2号若しくは第2項第2号の規定に基づく工事の安全性を確かめるために提出を求める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>工事主の資力及び信用に関する申告書</u> (第2号様式)</p> <p><u>(2) 工事施行者の能力に関する申告書</u> (第3号様式)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(6) 同意証明書</u> (第4号様式)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10) 政令第21条に規定する工事をしようとするときは、政令第22条に規定する資格を有する者であることを証する設計者の実務経験証明書</u> (第5号様式)</p> <p><u>(11) 説明会の開催等報告書</u> (第6号様式)</p> |

| 旧   | 新  |
|---|--|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>(工事の協議の申出等)</p> <p>第6条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定により市長との協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書 (<u>第5号様式</u>) に省令第7条第1項第1号及び第5号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定により市長との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書 (<u>第6号様式</u>) に省令第7条第2項第1号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(工事の軽微な変更の届出)</p> <p><u>第7条</u> 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出を行おうとす</p> | <p><u>(12) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく関係機関との協議報告書 (第7号様式)</u></p> <p><u>(13) 誓約書 (第8号様式)</u></p> <p><u>(14) 土地の求積図</u></p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p>(工事の協議の申出等)</p> <p>第6条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定により市長との協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書 (<u>第9号様式</u>) に省令第7条第1項第1号及び第5号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定により市長との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書 (<u>第10号様式</u>) に省令第7条第2項第1号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p><u>(工事の着手の届出)</u></p> <p><u>第7条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた者 (法第15条又は第34条の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたとみなされるものを含む。) は、当該許可に係る工事に着手したときは、宅地造成等に関する工事着手届出書 (第11号様式) 及び工事の工程計画表を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(工事の軽微な変更の届出)</p> <p><u>第8条</u> 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出を行おうとす</p> |

| 旧   | 新   |
|---|---|
| <p>る工事主は、軽微な変更の届出書（<u>第7号様式</u>）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（工事の変更協議の申出等）</p> <p><u>第8条</u> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（<u>第8号様式</u>）に、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（<u>第9号様式</u>）に、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>（届出工事の変更届出）</p> <p><u>第9条</u> 法第21条第1項若しくは第3項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事変更届（<u>第10号様式</u>）に、工事計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>（工事の廃止届出）</p> <p><u>第10条</u> 法第12条第1項若しくは第30条第1項の規定による許可を受けた</p> | <p>る工事主は、軽微な変更の届出書（<u>第12号様式</u>）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（工事の変更協議の申出等）</p> <p><u>第9条</u> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（<u>第13号様式</u>）に、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（<u>第14号様式</u>）に、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>（届出工事の変更届出）</p> <p><u>第10条</u> 法第21条第1項若しくは第3項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事変更届（<u>第15号様式</u>）に、工事計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>（工事の廃止届出）</p> <p><u>第11条</u> 法第12条第1項若しくは第30条第1項の規定による許可を受けた</p> |

| 旧   | 新   |
|---|---|
| <p>工事主又は法第21条第3項、第27条第1項若しくは第40条第3項の規定による届出をした工事主は、当該工事を廃止しようとするときは、工事廃止届（<u>第11号様式</u>）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（工事完了検査申請書の添付書類）</p> <p><u>第11条</u> （略）</p> <p>（工事の完了検査の手続）</p> <p><u>第12条</u> （略）</p> <p>（工事の中間検査の手続）</p> <p><u>第13条</u> （略）</p> <p>（工事の定期の報告）</p> <p><u>第14条</u> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項又は第38条第1項の規定により報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（<u>第12号様式</u>）に、省令第48条第1項又は第78条第1項に規定する図書を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項又は第38条第1項の規定により報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書（<u>第13号様式</u>）に、省令第48条第2項又は第78条第2項に規定する図書を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（届出工事の完了届）</p> <p><u>第15条</u> 法第21条第1項若しくは第3項、第27条第1項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る工事を完</p> | <p>工事主又は法第21条第3項、第27条第1項若しくは第40条第3項の規定による届出をした工事主は、当該工事を廃止しようとするときは、工事廃止届（<u>第16号様式</u>）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（工事完了検査申請書の添付書類）</p> <p><u>第12条</u> （略）</p> <p>（工事の完了検査の手続）</p> <p><u>第13条</u> （略）</p> <p>（工事の中間検査の手続）</p> <p><u>第14条</u> （略）</p> <p>（工事の定期の報告）</p> <p><u>第15条</u> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項又は第38条第1項の規定により報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（<u>第17号様式</u>）に、省令第48条第1項又は第78条第1項に規定する図書を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項又は第38条第1項の規定により報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書（<u>第18号様式</u>）に、省令第48条第2項又は第78条第2項に規定する図書を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（届出工事の完了届）</p> <p><u>第16条</u> 法第21条第1項若しくは第3項、第27条第1項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る工事を完</p> |

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p>了したときは、届出工事完了届（<u>第14号様式</u>）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（災害発生のおそれがないと認められる工事）</p> <p><u>第16条</u>（略）</p> <p>（技術的基準）</p> <p><u>第17条</u>（略）</p> <p>（手数料の減免）</p> <p><u>第18条</u>（略）</p> <p>（法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付）</p> <p><u>第19条</u> 省令第88条の規定に基づき法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める者は、適合証明書交付申請書（<u>第15号様式</u>）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（その他）</p> <p><u>第20条</u>（略）</p> | <p>了したときは、届出工事完了届（<u>第19号様式</u>）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（災害発生のおそれがないと認められる工事）</p> <p><u>第17条</u>（略）</p> <p>（技術的基準）</p> <p><u>第18条</u>（略）</p> <p>（手数料の減免）</p> <p><u>第19条</u>（略）</p> <p>（法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付）</p> <p><u>第20条</u> 省令第88条の規定に基づき法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める者は、適合証明書交付申請書（<u>第20号様式</u>）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（その他）</p> <p><u>第21条</u>（略）</p> |